

八代市地域公共交通計画策定調査業務企画提案選考委員会設置要領

(設置)

第1条 八代市地域公共交通会議設置要綱（平成21年八代市告示第34号）第10条の規定に基づき、八代市地域公共交通計画策定調査業務（以下「業務」という。）に関する企画提案の適正かつ公正な選考を行うため、八代市地域公共交通計画策定調査業務企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、業務に係る企画提案の審査を実施し、業務の委託先を決定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、八代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長をもって充て、委員は、交通会議の事務局長及び会長が指名する交通会議の委員3人以内をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、交通会議の事務局長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 前項の場合において、委員は、自らが会議に出席できないときは、委員以外の者に会議に係る権限を委任し、出席させることができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第8条 第2条の規定による審査の結果は、審査の公平性、透明性及び客観性を保つため、原則として公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、交通会議の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。